

危険物新聞

春の全国火災予防運動

2月28日(土)～3月13日(金)

この運動は、火災が発生しやすい春季に毎年行なわれるものであり、今年も2月28日(土)から3月13日(金)までの2週間があてられている。

また、全国統一標語としては『防火の大役あなたが主役』が用いられる。

なお、期間中の前半7日間は、車両火災及び林野火災の防止に重点を置いて行なわれる。特に車両火災の重点実施項目として次の事項が掲げられている。

- ① 禁煙車両内における喫煙の防止と窓からのたばこの投げ捨ての防止。
- ② 危険物品の車両内への持込禁止。
- ③ 駐舎及びトンネルの防火安全対策の徹底。
- ④ 車両の防火安全対策の徹底。
- ⑤ 食堂車等における火気使用設備の点検、整備の励行。
- ⑥ 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行。
- ⑦ その他。

〈統一標語〉

『防火の大役 あなたが主役』

安全が見える窓つき またひとつ超えました。



安心小窓がついた
モリタの消火器
MADONNA

火災御見舞金(最高20万円まで)つき

盛田ポンプ株式会社

本社/〒554 大阪市生野区小路東5-5-20 TEL(06)751-1351代
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川

第398号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会

発行人 藤井政雄

編集人 松村光惟

大阪市西区新町1丁目5-7

四つ橋ビル

TEL (531) 9717・5910

定価 1部 60円

12月7日の試験結果発表

甲種54%、乙種4類53%

消防試験センター大阪府支部では、12月7日に実施した危険物取扱者試験の結果を1月30日に発表した。

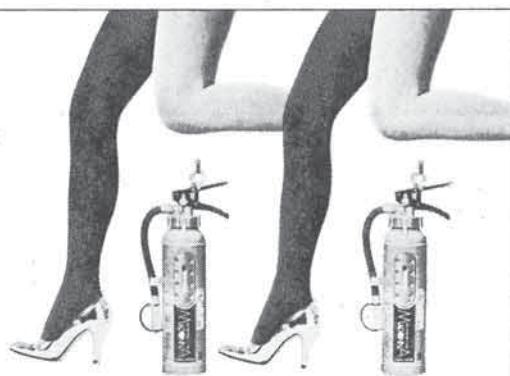
その結果は次のとおりで、特に乙種第4類は53.1%と高く、試験制度改正後はじめて以来の好成績であった。

(受験者数) (合格者数) (合格率)

甲種	346名	188名	54.3%
乙種1類	40	29	72.5
乙種2類	41	28	68.3
乙種3類	37	30	81.1
乙種4類	1,500	797	53.1
乙種5類	29	25	86.2
乙種6類	100	74	74.0

次回危険物取扱者試験は6月

試験センター大阪府支部では昭和62年度第1回試験を、6月上、中旬に実施する予定で計画がすすめられている。本会主催で実施する予備講習は5月頃で、3月中旬頃スケジュールが発表される予定。



「軽微な変更の範囲」

〈消防庁通達〉

消防庁ではこのほど「保安四法案共管競合事項等改善措置」(昭和61年3月31日付け保安四法関係許認可事務合理化連絡協議会決定)における措置内容等を踏まえ、「製造所において行なわれる工事に係る変更許可等の取扱いについて」(昭和61年12月26日付、消防危第121号)を通達した。

これにより、従前より運用されていた軽微な変更の範囲関係の2つの通達——「製造所等における維持管理のための補修等の取扱いについて」(昭和57年2月22日付消防危第18号)及び「危険物施設に係る変更許可の取扱い等について」(昭和59年7月13日付け、消防危第76号)——は廃止されることになった。

なお、この通達の運用については各消防本部でお検討されているところが多いので、各消防機関の指導を受けられたい。

記

1 基本的事項

① 製造所等において維持管理等を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生ずる場合において、消防法(以下「法」という。)法第11条第1項本文後段の規定による許可を要しないものとして取り扱う範囲については明文の規定はないが、同条同項及び同条第2項の解釈上、法第10条第4項の位置、構造及び設備の基準(以下単に「基準」という。)の内容と関係がない工事については、変更の許可を要しないものである。したがって、製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取

り扱う部分(以下「非対象設備」という。)については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合において位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、変更の許可を要しないものであるが、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分(以下「対象設備」という。)又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、位置及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断する必要が生ずることになるものである。

② ただ、製造所等を構成する機器は相互に密接に関連しつつ一体として施設を構成しており、また変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべてが事前に明白であるわけではなく、他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することとすることは、いたずらに申請者に負担をかけるだけで、事務の効率的な運用の観点からも適当ではない。したがって、工事の内容が軽微であるものについては、変更の内容も軽微であると考えられることから、軽微な変更工事については、その形態に応じ事前に資料を提出させ、又はこれを提出させないで変更許可を要しないものとすることができるものとする。

2 具体的運用に関する事項

① 工事の内容が軽微であるが、なお基準の内容と関係が生じるかどうかについては確認する必要があるものについては、「資料の提出を要する軽微な変更工事」として事前に工事の内容を資料により提出させることとし、この場合において、工事の内容が基準の内容と関係がないとき又は基準の内容と関係が生じるとしても変更の内容が保安上影響を及ぼさない軽微なものであるときは、そのことを確認した上で変更許可の手続きを要しないこととすることができるものとする。

なお、この場合において提出を求める資料の範囲は、工事の内容を上記の観点から判断する上で必要な最小限のものとするよう配慮されたい。

② 工事の形態により、変更許可を要する工事と①の「資料の提出を要する軽微な変更工事」とが同時に行われる場合には、変更許可申請書に①の資料を添付して提出させても差し支えないものであるが、①の工事に係る部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものである。

③ 工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないことが明白であるものについては、「資料の提出を要しない軽微な変更工事」として、資料の

危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

設備の安全を創造する

①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市南区南船場2丁目7番14号

〒542 (大阪写真会館)

電話 大阪(06) 271-5588(代)

提出をさせることなく、変更許可を要しないこととすることができるものとし、この場合においては、事後における資料の提出も要しないものとする。なお、「資料提出を要しない軽微な変更工事」のうち、溶接、溶断等火花を発する器具等（以下「火気使用器具等」という。）を使用する工事であって、安全対策上仮設防火網を設置して行う場合には、事前に火気使用工事届（別記様式）（省略）を提出させ、安全の確認を行うものとする。

④ ①の「資料の提出を要する軽微な変更工事」及び③の「資料の提出を要しない軽微な変更工事」に関する具体的な判断資料については、別添のとおりであるが、別添に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例の何れかと類似又は同等であると認められるものについては同じ取扱いをして差し支えないものである。

3 その他（省略）

<別添>

第1（定義）

- (1) 「補修」とは、建築物その他の工作物又は機械器具その他の設備（以下第1において「設備等」という。）の配置又は主要な構造部を変更することなく、損傷箇所等設備等の一部を修復し、又は一部の構成部品を同等のものに交換することをいう。
- (2) 「取替え」とは、設備等の配置、機能等を変更することなく、設備等を既設のものと同等のものに交換し、又は造り直すことをいう。
- (3) 「移設」とは、設備等の設置位置を交えることをいう。
- (4) 「撤去」とは、設備等の全部又は一部を施設外に搬出又は設備等から取り外すことをいう。

第2 軽微な変更工事（共通事項）

(1) 建築物及び工作物

資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
① 防火上重要でない間仕切壁の取替え又は撤去 ② 歩廊、階段、はしご等の取替え ③ 配管、設備等の支柱、架台の取替え	① 屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等の補修 ② 保安距離又は保有空地の代替措置の渠、隔壁の補修 ③ 防火区画の補修 ④ 歩廊、階段、はしご等の補修 ⑤ 防火戸の取替え又は補修 ⑥ 配管、設備等の支柱、架台の補修 ⑦ 防火戸の自動閉鎖装置の取替え ⑧ 窓枠、窓又は網入りガラスの取替え ⑨ 架構の補修 ⑩ 雨どいの取替え ⑪ 内装材の取替え

(2) タンク等

資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
① 雨水浸入防止措置の新設 ② 犬走り、法面又はコンクリートリングの補修 ③ サクションヒーター、ヒーターコイル等加熱配管等の取替え ④ 内面コーティングの新設又は撤去 ⑤ 屋根支柱、ラフター、ガイドポール等の補修 ⑥ 階段、はしご、手摺り等の取替え ⑦ 既設ノズルを利用した液面計、温度計等の新設 ⑧ 地下タンクの上部スラブの補修 ⑨ タンク元弁の取替え	① 雨水浸入防止措置の取替え ② 屋外タンクの支柱の耐火措置の取替え又は補修 ③ 内面コーティングの補修 ④ サクションヒーター、ヒーターコイル等加熱配管等の補修 ⑤ 通気管の補修（地上部分に限る。） ⑥ 階段、はしご、手摺り等の補修

(3) 危険物設備等

資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
<p>① ポンプ設備、熱交換器、配管等の撤去</p> <p>② ポンプ設備の取替え（移送取扱所に係るもの）</p> <p>③ 配管の取替え（地下配管及び移送取扱所に係るもの）</p> <p>④ 可とう管継手の取替え（認定品を除く。）</p> <p>⑤ 配管の加熱装置（蒸気によるものを除く。）の取替え又は補修</p> <p>⑥ 配管のペントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の新設（移送取扱所に係るもの）</p> <p>⑦ 撥はん装置の取替え</p> <p>⑧ 電気防食設備の取替え</p> <p>⑨ 換気設備（強制排出設備、ダクト等を含む。）の取替え</p> <p>⑩ 配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検までの取替え</p> <p>⑪ 地下タンクのマンホールプロテクターの取替え又は補修</p> <p>⑫ ガス回収装置の取替え</p> <p>⑬ ローディングアーム又はアンローディングアームの取替え（移送取扱所に係るもの）</p>	<p>① 給油ホース、給油ノズル、結合金具の取替え</p> <p>② 弁等の取替え（移動貯蔵タンクの底弁、タンク元弁及び移送取扱所に係るもの）</p> <p>③ 2m程度の短配管の取替え（地下配管及び移送取扱所に係るもの）</p> <p>④ 可とう管継手の取替え（認定品に限る。）</p> <p>⑤ 配管の加熱装置（蒸気によるものに限る。）の取替え</p> <p>⑥ 波返し、とい、受皿等飛散防止装置の取替え</p> <p>⑦ 反応器等の窓ガラスの取替え</p> <p>⑧ 配管のペントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等の取替え又は撤去</p> <p>⑨ 圧力計、温度計、液面計等現場指示型計装設備の取替え</p> <p>⑩ 安全弁、破裂板等安全装置の取替え</p> <p>⑪ 保温（冷）材の取替え（屋外タンク貯蔵所のタンク本体に係るもの）</p> <p>⑫ 炉材の取替え又は補修</p> <p>⑬ 撥はん装置の補修</p> <p>⑭ 热交換器に附属する送風設備（電動機を除く。）、散水設備等の取替え</p> <p>⑮ 加熱又は乾燥設備に附属する送風、集塵装置等（電動機を除く。）の取替え</p> <p>⑯ ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く。）の取替え</p> <p>⑰ 電気防食設備の補修</p> <p>⑱ 換気設備（強制排出設備、ダクト等を含む。）の補修</p> <p>⑲ 配管ピット、注入口ピット、地下配管接合部の点検までの補修</p> <p>⑳ ガス回収装置の補修</p> <p>㉑ 热交換器のチューブバンドルの取替え</p> <p>㉒ ローディングアーム又はアンローディングアームの補修</p> <p>㉓ 配管の一部と考えられる程度の配管途中の流量計等の撤去又は新設及びこれに伴う短配管の新設又は撤去（移送取扱所に係るもの）</p> <p>㉔ 温度、圧力、流量等の調節等を行う制御装置の補修（駆動源、予備動力源等を含む。）</p> <p>㉕ 緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置の補修（駆動源、予備動力源、不燃性ガス封入装置等を含む。）</p> <p>㉖ 漏洩検知管の取替え又は補修</p>



(4) 防油堤及び排水設備等

資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
① 防油堤の階段の取替え	① 防油堤(仕切堤を含む。)の補修
② 排水溝、ためます、油分離槽、囲い等の取替え	② 防油堤水抜弁の取替え
③ 点検歩廊の取替え又は移設	③ 防油堤水抜弁の開閉表示装置の取替え
	④ ブランケット、地盤面又は舗装面(地下タンクの上部スラブを除く。)の補修
	⑤ 排水溝、ためます、油分離槽、囲い等の補修
	⑥ 防油堤の階段又は点検歩廊の補修

(5) 電気設備

資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
① 電気設備の撤去	① 配線、分電盤、配電盤、スイッチ等器具の取替え
② 電動機の取替え(移送取扱所に係るもの除く。)	② 照明器具の取替え
③ 避雷設備の取替え	③ 電動機の補修(移送取扱所に係るもの除く。)
④ 静電気除去装置(接地方式のものを除く。)の取替え	④ 避雷設備の補修
	⑤ 静電気除去装置(接地方式のものに限る。)の取替え
	⑥ 静電気除去装置(接地方式のものを除く。)の補修

(6) 消火設備及び警報設備

資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
① 第1種~第3種消火設備(散水及び水幕設備を含む。)の配管、消火栓本体、泡ヘッド等の放出口等の取替え	① 第1種~第3種消火設備の弁、圧力計等の取替え
② 自動火災報知設備の感知器の取替え	② 第4種又は第5種消火設備の取替え
③ ポンプ又は消火薬剤タンクの取替え	③ 警報設備(自動火災報知設備を除く。)の取替え又は移設
	④ 消火設備又は警報設備の補修
	⑤ ポンプ又は消火薬剤タンクの補修

(7) その他の

資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
	① 標識、掲示板等の取替え ② 塗装工事 ③ 点検のための設備等の分解、清掃及び組立工事



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャーフィルター設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼して顶く
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検
株式会社 三和高会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目23番21号
〒550 電話 (06) 443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号
〒547 電話 (06) 707-3341



第3 軽微な変更（施設区分ごとの事項）

(1) 製造所及び一般取扱所

資料提出を要する工事	資料提出を要しない工事
① 運搬容器の充填設備の補修	① ポイラー、炉等のバーナーノズルの取替え ② 塗装機噴霧ノズル、ホース等の取替え
(2) 屋内貯蔵所	
① ラック式棚の取替え ② 冷房装置等の取替え	① ラック式以外の棚の取替え ② ラック式棚の補修 ③ 冷房装置等の補修
(3) 屋外タンク貯蔵所	
① 保温(冷)材の取替え ② 浮き屋根のシール材の取替え ③ ルーフドレンの取替え ④ ポンツーンの補修 ⑤ 流出危険物自動検知警報装置の取替え	① 保温(冷)材の補修 ② 浮き屋根のウェザーシールドの取替え ③ ルーフドレンの補修 ④ ローリングラダーの補修
(4) 屋内タンク貯蔵所	
① 出入口のしきいの取替え	① 出入口のしきいの補修
(5) 簡易タンク貯蔵所	
	① タンク固定金具等の取替え

正確な判断と適切な守りが安全のポイント
ハツタ消火器・自動消火器・消火装置をお役立てください。
会社や事務所ではOA、工場ではFA、ご家庭ではHAとハイテク時代はどんどん進み、私達の生活は大きく変ります。でも、安全を願う心はいつの時代も同じ。ハツタは、常に安全確保のため真剣に取り組んでいます。

消火器・消防装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招提近3-5 〒557 TEL (0720) 56-1281代
東京支社/東京都港区芝大門2丁目6-7 〒105 TEL (03) 434-4841
大阪支社/大阪市西淀川区千舟1丁目5-47 〒555 TEL (06) 473-4870
営業所/東京南・東京北・北海道・仙台・新潟・埼玉・横浜・静岡・
名古屋・北陸・大阪・京都枚方・岡山・広島・高松・松山・
小倉・九州

ガードは万全!

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN
TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技ビル ☎358-9467~8

(6) 移動タンク貯蔵所

資料提出を要する工事

- ① 底弁の補修
- ② 底弁の手動又は自動閉鎖装置の取替え
- ③ 同一敷地内における屋外の常置場所の変更

資料提出を要しない工事

- ① 品名数量表示板の取替え
- ② マンホール又は吐出口のふたの取替え
- ③ マンホール部の防熱又は防塵カバーの取替え
- ④ 底弁の手動又は自動閉鎖装置の補修

(7) 屋外貯蔵所

- ① ラック式棚の取替え
- ② 固体分離槽の取替え

- ① 周囲の柵の取替え
- ② シート固定装置の取替え
- ③ ラック式棚の補修
- ④ 固体分離槽の補修

(8) 給油取扱所

- ① カードリーダー等省力機器の取替え又は撤去
- ② 混合燃料油調合機、蒸気洗浄機、オートリフトの撤去
- ③ 日除け等(キャノピーを除く。)の新設又は撤去
- ④ 自動車の点検等に使用する機器等の取替え、新設又は撤去(固定された洗車機、オートリフト等を除く。)
- ⑤ 計量器の修理又は計量検定のための一時的な撤去及び取り付け及びこれに伴う代替計量器の一時的な新設及び撤去
- ⑥ サインポール、看板等の取替え

- ① カードリーダー等省力機器の補修
- ② オイルキャビネットの取替え又は撤去
- ③ 給油量表示装置の取替え
- ④ 防火扉の補修
- ⑤ 大走り、アーランド等の補修
- ⑥ タンクローリー用アースターミナルの取替え又は新設
- ⑦ 通気管のガス回収装置の取替え又は新設
- ⑧ 自動車の点検等に使用する機器等の補修
- ⑨ サインポール、看板等の補修又は撤去
- ⑩ 計量器の補修

(9) 販売取扱所

- ① 延焼防止用のそで壁、ひさし又は垂れ壁の補修

- ① 棚の取替え

(10) 移送取扱所

- ① ピグ取扱装置の取替え
- ② 緊急遮断弁の取替え
- ③ 感震装置の取替え
- ④ 監視小屋の新設
- ⑤ 巡回監視車の取替え
- ⑥ ポンプ設備の補修

- ① ピグ取扱装置の補修
- ② 緊急遮断弁の補修
- ③ 感震装置の補修
- ④ 監視小屋の取替え又は補修
- ⑤ 切換弁、制御弁等の取替え
- ⑥ 土盛り等漏洩拡散防止設備の取替え
- ⑦ 防歛材の取替え

ハイテクテク。

常に防災の歴史とともに歩みつづけ
さらに未来に向ってハイテク防災空間を拓げつつあるヤマト。
防災のトータルプランナーとして、確実に前進をします。

消火装置 消火器 警報装置 避難設備 各種防災機器

●防災のトータルプランナー
YAMATO

ヤマト消防器株式会社

SINCE 1913

■本社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.(06)976-0701㈹
■東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151㈹



理事長に

嶋田直栄氏

(堺・高石防災協会連合会会長)

テーマに新年講習会を開催、部会長以下46名が熱心に受講し、危険物の取扱い上、起きたりうる爆発等の事故について勉強した。

会員一同、より一層の安全管理を誓いあい有意義のうちに当講習会を終了した。

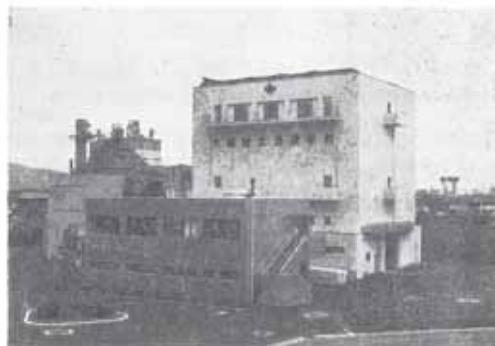
大阪府危険物安全協会では、理事長藤井政雄氏が昨秋以来、健康すぐれず、主治医の厳しい指導もあって、辞任されるに及び、緊急理事会を開催して次のとおり補欠新幹部を選任した。なお：宮内副理事長はか役員は従前どおり。

理事長 嶋田直栄(堺市・高石市防災協会連合会会長)
副理事長 門 春之(池田市消防協会会長)

新年講習会開催

河内長野市危険物部会

河内長野市防火協会、危険物取扱者部会(部会長小池重光)においては、昭和62年1月14日(水)河内長野市民会館において、日本農薬株式会社・服部隆宏氏を講師として招き「農薬製剤工場における危険物の取扱いについて」を



府立消防学校に

科学消防教育訓練棟完成

大阪府立消防学校(大東市)は大阪市を除く府下消防本部並に消防団の職員の教育を行っているが、近年の生活環境や都市構造の変化に伴って、多様化、複雑化してきた都市災害に対応するため、消防職員の科学消防教育を実施する最新技術を導入した教育訓練施設を、このほど建設竣工した。

科学消防訓練棟(300m²)に燃焼実験室、耐圧実験室、高熱濃煙訓練室、理化学教育棟(317m²)、公告防止棟(191m²)があり、石油等の燃焼実験、化学工場の異常反応時の再現、火災防ぎ実験、危険物の鑑定、濃煙熱気流時の人命救助訓練等が行われる。

(写真は新設された科学訓練棟)

消防点検は…マルナカ



**マルナカは、社会に「安心」を
提供する防災のプロフェッショナルです。**

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL (078)681-5771(代)